

第3次周南市男女共同参画基本計画（すまいるプラン周南）（素案）に対する
パブリック・コメントの実施結果について

「第3次周南市男女共同参画基本計画（すまいるプラン周南）（素案）」について、以下のとおり公表いたします。貴重なご意見をいただき厚くお礼申し上げますとともに、引き続き市政へのご理解とご協力をお願いします。

【パブリック・コメント実施状況】

1. パブリック・コメント

(1) 意見の提出期間

令和6年11月8日（金）から12月9日（月）

(2) 意見の提出者

1名

(3) 意見の提出方法

方法	書面	郵送	F A X	Eメール	合計
件数	0	0	0	1	1

2. パブリック・コメントにより市民から提出された意見数

30件

3. 意見の詳細

「意見の要旨と市の考え方」のとおりに掲載しております。

第3次周南市男女共同参画基本計画(すまいるプラン)(素案)に対する意見の要旨と市の考え方 (全文記載)

※いただいた意見については、原文通り掲載しています。

項目	番号	意見要旨	市の考え方
P2	1	P2 「第1節 計画策定の趣旨」で、国・県・市の各関係条例・計画策定の歴史が記載されておりますが、文章表記では年代関係わかりにくく、年表表記資料追加あれば幸いです。	この節は、計画策定の背景等を踏まえて、策定の趣旨を説明しているものです。
P3	2	P3 「第2節 計画の位置づけ」で各種計画との関係を記述しておりますが、図示資料の追加あれば幸いです。	本計画に位置付ける各計画については、P29の施策の体系に示しています。
P4-P6	3	P4-P6 「第5節 男女共同参画に関わる動向」の記述ですが、文章表記では年代関係わかりにくく、年表表記資料追加あれば幸いです。	当該箇所は計画策定に関連し、踏まえておかなければならない国、県、市のそれぞれの主な動きを列記しているものです。
P10-P23	4	P10- 【男女共同参画に関する市民アンケート調査】の結果ですが、「回収率：42.5%」とのこと。 回答内容分析も必要ですが、「市民の半数が回答していない」つまり「市民の半数が当該案件又は市行政全般に無関心」であるだろうこと重々御認識願います。	回収率は前回の43.5%よりやや下回っており、今後も市民の皆様にも男女共同参画に対して関心を持っていただく取組を進めてまいります。
P10-P23	5	アンケート結果を「全体」で表記しておりますが、男性女性で回答内容に差はなかったのでしょうか。 「男女共同参画基本計画」ならば、現状の男女の考え方の違いを明確にした上で計画を作成・公開すべきと考えます。 わざわざアンケートを取りながら、男女の考え方の違いを確認せずに作成された「男女共同参画基本計画」に意味はない、と感じます。	アンケート結果における男女の考え方の違いについて、P11の「『男は仕事』、『女は家庭』を中心にする方がよい」の設問については、男女での回答の違いが特徴的であったため、そのグラフ等を表示します。

P12	6	P12 「■生活の中での「仕事」、(以下略)」の結果ですが、 当市アンケート結果は他項目と比較しても「わからない」 「無回答」が多数を占めております。 当設問自体に無理がある可能性ある事御認識宜しく御願ひ致します。	国、山口県でも生活の中での優先度はアンケートを実施しており、本市の状況と比較するためにも重要な設問であると認識しています。
P24	7	P24 「市民アンケート調査では、「男は仕事」「女は家庭」の考え方について「そう思わない」が平成30年度の33.2%から39.9%に上昇していることなどから、社会全体で「平等」と考えている人が減少していると考えられます。」との記述ですが、申し訳ありませんが意味が不明です。的確な表現に修正願ひします。	ご指摘を踏まえ、わかりやすい表現を検討し変更します。
P27	8	P27 「第1節 基本理念」の(1)～(7)の内、(5)は明らかに個人個人の行動を「こうあるべき」と規定した文面になっております。 行政が個人個人に「こうあるべき」「こうすべき」という「基本理念」は不適切と考えます。 個人個人が「こうあるべき」「こうすべき」事について行政がどう支援するか、社会がどう対応すべきか、と言った文面に変更が必須と考えます。	(5)の基本理念は、周南市男女共同参画推進条例で定めているものであり、男女共同参画社会基本法第6条に対応しているものです。
P33	9	P33 「市の審議会等委員の女性の割合が4割となるように取り組みます。」とのことですが、今まで出来ていなかったことを実施するのに、具体案全く提示なく「取り組みます」としても説得力がありません。 そもそも、審議会等、当方いくつか参加しておりますが、委員は大抵各団体の長。各団体の長の男女比変わらぬまま審議会等委員の男女比を変えることが可能なのでしょうか。 具体的対応を明示願ひします。	毎年、庁内で審議会等の委員選出について、会議や文書等で女性委員の登用に向けて積極的な取組の呼びかけ等を行っており、その割合は増加傾向にあるところです。今後も目標達成に向けて、さらに取組を進めてまいります。

P33-P34	10	「市の審議会等委員の女性の割合が4割となるように取り組みます。」とする一方で「(オ)市職員の課長級以上の女性職員の割合が15%となるように取り組みます。」…設定が生ぬるいと感じます。 行政は一般より高い目標を設定すべきではないのでしょうか。 基本計画内に数値目標設定根拠を明示するのが必須と考えます。	市では「女性活躍推進法に基づく周南市特定事業主行動計画」を策定しており、その計画における課長級以上の職員に占める女性の割合の目標が15%以上で、当該計画の目標に合わせたものです。
P34	11	P33 目標指数「市の審議会等で女性委員のいる審議会等の割合」の目標指数が100%でないのはなぜでしょうか。女性を入れてはいけない審議会が存在するのでしょうか。基本計画内に100%でない理由明示が必須と考えます。	審議会等の委員数が2人など非常に少ない場合や、委員の要件に該当する専門職の絶対数が少ない場合等を考慮して、95%の目標値を掲げています。
P38	12	P35- 「重点項目2 仕事と生活の調和の推進」で、「具体的な施策」を多数挙げておりますが、「目標指数」は3件のみ。 「具体的な施策」があるなら、「目標指数」はもっと設定可能なはずです。 再検討(あるいは今後の追加)を御願い致します。 <例(あくまで例)> 「教職員のワーク・ライフバランスを図ります。」と言うのであれば、現状教職員の業務状況から目標指数設定が可能なはずです。	各重点項目の数値目標の数のバランスを考慮して、代表的な目標指数を掲げています。
P41	13	P39- 「重点項目3 働く場における男女共同参画の推進」「重点項目2」同様、「目標指数」の再検討(あるいは今後の追加)を御願い致します。	各重点項目の数値目標の数のバランスを考慮して、代表的な目標指数を掲げています。
P41	14	「③農林水産業等における女性の活躍の推進」と、ここまで記述のない特定産業における施策が挙げられております。 なぜ「農林水産業等」と職種を限定しての施策を掲げるのか基本計画内に明示必須と考えます。	ご指摘に沿って、国民生活にとって重要な農林水産業の就業者が減少し続ける中、農林水産業の発展、農山漁村への人材の呼び込みのためには、女性の活躍を推進することが必要であることが理解できるように、現状と課題に追記します。

P46-P48	15	<p>P46- 「重点項目 5 男女共同参画の視点での社会制度や慣行の見直し」「社会制度の見直し」と言いつつ、「具体的な施策」や「目標指標」は啓発活動とその結果となっており、社会制度の見直しに踏み込んでいない、と感じます。 項目名の変更又は内容の変更が必須と考えます。 <例（あくまで例）> 項目名を「男女共同参画の視点の広報啓発」とする。</p>	<p>男女共同参画の視点で社会制度や慣行を見直していくためには、まずは意識を改善していくことが必要と考えており、その具体的な施策として啓発や広報活動を挙げています。</p>
P60	16	<p>P60 「支援調整会議を設置」とありますが、行政上どのような組織なのか不明確です。当会議の位置づけを基本計画に明示が必須と考えます。</p>	<p>ご指摘に沿って、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく支援調整会議であることがわかるように記載します。</p>
P61	17	<p>P61- 「重点項目 10 生涯を通じた健康づくりの推進」 男女の生態的差異ある中で党基本計画に当該記述あっても不適切ではない、とは思いますが、「男女共同参画」の主題から外れる/別の基本計画（市医療政策基本計画 等）で取り扱うべき内容の気がします。 関係基本計画を明示が必須と考えます。</p>	<p>生涯を通じた健康づくりの推進については、周南市男女共同参画推進条例第3条第6号の基本理念によるもので、男女ともに生涯にわたる健康に配慮されるよう推進してまいります。</p>
全般	18	<p><全般：内容> そもそも基本計画名称からして「男女」を強調しているのはなぜでしょうか。 基本計画名称を含め、文章内「男女」の多くを「全市民」に変更すべきと感じます。</p>	<p>本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく計画であるため、計画名に「男女共同参画」を入れています。サブタイトルを「すまいるプラン周南」とし、内容については、男女を焦点化することはあるものの、前計画の基本目標の主語を「男女が…」としていたものを、本計画では「だれもが…」と改めるなどしています。</p>

全般	19	<p>当該基本計画は「第3次」となっております。 平成27（2015）年3月策定の「第2次周南市男女共同参画基本計画（すまいるプラン周南）」を引き継いでの基本計画、と思うのですが、「どこをどう引き継ぎ、改めた」のか、本文中に見当たりません。 「継続としたもの・改めたもの・追加したもの」を文中で明確にするのが必須と考えます。 もし「全面的に改訂／新たに作成」であればその旨冒頭に明示願います。</p>	<p>前計画から「継続としたもの・改めたもの・追加したもの」をすべて示すことは困難ですが、P29の施策の体系では新たに加えた重点項目については、「新」と表示しています。</p>
全般	20	<p>各案件で「目標指標及び目標指数」を設定、P69にその一覧がありますが、指数目標・数的目標は「今までの推移」も大事なはずです。 「現状値」「目標値」の他に「過去値」（「現状」～「目標」が6年ですから、「現状」から6年前、令和5年の6年前、2023年の6年前ですから2017年は…。この様に元号表記は面倒ですので西暦併記願います）も掲載願います。</p>	<p>過去の「目標指標及び目標指数」については、前計画から見直しており、比較できないものもあるため、掲載しておりません。 なお、毎年、男女共同参画審議会で計画の数値目標に対する実績等を報告し、資料については、当該会議録とともに公表しています。</p>
P69	21	<p>「目標指標及び目標指数」は、「第2次周南市男女共同参画基本計画（すまいるプラン周南）」でも設定していたはずですが。 「第2次」の「目標指標及び目標指数」結果を踏まえて、今回「第3次」の「目標指標及び目標指数」を設定しているはずですが。 ・継続しているものは第2次結果 ・新規設定分はその旨わかる様 ・終了分は結果と終了理由 を当基本計画に明示が必須と考えます。</p>	<p>毎年、男女共同参画審議会で計画の取組状況や数値目標の達成状況等を報告しており、その評価も踏まえて本計画を策定しています。資料については、当該会議録とともに公表しています。</p>
P69	22	<p>広報・啓発活動は目標指標設定が困難（数やればよいという訳ではない）と思われまます。 基本計画策定後の対応では効果的計画的継続的対応を宜しく御願い致します。</p>	<p>広報・啓発活動は回数だけではなく、効果的な実施が重要と考えていますので、ご指摘の点について留意しながら計画的に取り組んでまいります。</p>

全般	23	<p><全般：内容以外…表記等について> 市ホームページから文書引用のためコピー機能を使用すると、「男女が市、男女が市、」などと適切なコピーができません。 このような資料を掲載して「意見募集」を実施する市行政が、市民意見をちゃんと聞くのかはなはだ疑問です。 適切にコピー可能な資料に差し替えて再意見募集実施が必須と考えます。</p>	<p>ご不便をおかけして申し訳ございません。意見の再募集については、恐れ入りますが、実施する予定はございません。</p>
P74-P77	24	<p>用語解説と目次の※付記はありがたいです。 用語解説掲載語句の再精査を宜しく御願い致します。</p>	<p>用語解説掲載語句の再精査をします。</p>
全般	25	<p>記述が「元号西暦併記」なのは有り難いです。 一部記述が「元号のみ」となっているのは修正あれば幸いです。</p>	<p>ご指摘に沿って、紙面のスペース等も考慮し、可能な限り西暦を併記します。</p>
全般	26	<p>図表には通し番号（全通し番号なり、章-節-○なり）の設定を御願い致します。</p>	<p>計画書の本文での図表の参照性が高くはないため、図表の通し番号は設定しておりません。</p>
全般	27	<p><全般：内容以外…パブリックコメント方法等> 今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「市のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般市民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います（記事の場合は把握している範囲内で御願い致します）。</p>	<p>今回のパブリックコメントは、計画案について御意見をいただくため、市ホームページ、市広報を通して実施について広報しております。</p>
全般	28	<p>前述意見に対する御返答と、意見送付市民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/市民意見募集について、広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。（意見募集結果(人数・件数)の明示ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」(十分・不十分)を御明示願います。）</p>	<p>手続につきましては、周南市市民参画条例及び同施行規則に基づき、適正に実施しているものと考えます。</p>
全般	29	<p>当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。 県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体団体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願い致します。（骨子案作成時に実施済とは思いますが一応。）</p>	<p>本計画を諮問しております周南市男女共同参画審議会は、学識経験者、事業者・公共的団体からの代表者、公募委員から構成されており、幅広くご意見を伺い、計画案に反映しています。</p>

全般	30	<p>当該意見募集資料80頁、関係する国・県の法令、計画政策多数、意見募集期間重複のパブリック・コメント有り。 この様な中で、募集期間が従来同様1か月なのは不適切と感じます。 期間延長、又は今回集まった意見での修正案で再意見募集実施、を希望します。 前述対応無理であれば、今後のパブリック・コメント/意見募集では、「資料多数」「他案件と募集期間重複」のほか「年末年始」を考慮した、意見募集期限の通常1ヶ月から延長、と言った対応を御検討（必要であれば条例の改定御検討）宜しく御願ひ致します。</p>	<p>周南市市民参画条例で、パブリック・コメントにおける意見の提出期間は、公表の日から原則として1箇月としており、意見の再募集の予定はありません。</p>
----	----	---	---